「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に関する説明会

～地方公会計の整備～

令和３年５月

総務省自治財政局財務調査課

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

目　次

1. 地方公会計の意義と取組状況 …… 2

2. 統一的な基準による財務書類等の概要 …… 12

3. 財務書類等の作成に関する取組事例 …… 26

4. 地方公会計の活用の促進 …… 33

１．地方公会計の意義と取組状況

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覧的に把握することにより、現金主義会計を補完

＜財務書類＞

地方公会計		企業会計
・ 貸借対照表	⟷	・ 貸借対照表
・ 行政コスト計算書		・ 損益計算書
・ 純資産変動計算書		・ 株主資本等変動計算書
・ 資金収支計算書		・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握
資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年１月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、**人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております**。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年５月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年４月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年１月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、**統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの３年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。**

特に、**公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。**

なお、**統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やＩＣＴを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。**

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による財務書類等の作成状況

○ 令和3年3月末時点で、令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の87.5%にあたる1,565団体が整備（更新）済み。

○ 令和3年3月末時点で、令和元年度決算に係る財務書類については全団体の86.1%にあたる1,539団体が作成済み。

【令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備（更新）状況】（令和3年3月31日時点）　（単位：団体）

整備（更新）状況	都道府県	市区町村			合計
			指定都市	指定都市除く市区町村	
整備（更新）済み	42　（89.4%）	1,523　（87.5%）	20　（100.0%）	1,503　（87.3%）	1,565　（87.5%）
対象団体数	47　（100.0%）	1,741　（100.0%）	20　（100.0%）	1,721　（100.0%）	1,788　（100.0%）

【令和元年度決算に係る一般会計等財務書類（財務4表）の作成状況】（令和3年3月31日時点）　（単位：団体）

作成状況	都道府県	市区町村			合計
			指定都市	指定都市除く市区町村	
作成済み	42　（89.4%）	1,497　（86.0%）	20　（100.0%）	1,477　（85.8%）	1,539　（86.1%）
対象団体数	47　（100.0%）	1,741　（100.0%）	20　（100.0%）	1,721　（100.0%）	1,788　（100.0%）

「令和元年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる）ことが必要。

【参考】令和元年度決算に係る財務書類等の整備状況（都道府県別）（R3.3.31時点）

○都道府県

団体名	固定資産台帳 整備済み	一般会計等財務書類（財務4表） 作成済み
北海道	○	○
青森県	○	○
岩手県	○	○
宮城県	○	
秋田県	○	○
山形県	○	○
福島県		○
茨城県	○	○
栃木県	○	○
群馬県	○	○
埼玉県	○	○
千葉県	○	○
東京都	○	○
神奈川県	○	○
新潟県	○	○
富山県		
石川県	○	○
福井県	○	○
山梨県	○	○
長野県		
岐阜県	○	○
静岡県	○	○
愛知県	○	○
三重県	○	○
滋賀県	○	○
京都府	○	○
大阪府	○	○
兵庫県	○	○
奈良県		
和歌山県	○	○
鳥取県	○	○
島根県	○	○
岡山県	○	○
広島県	○	○
山口県	○	○
徳島県	○	○
香川県	○	○
愛媛県	○	○
高知県	○	○
福岡県	○	○
佐賀県		
長崎県	○	○
熊本県	○	○
大分県	○	○
宮崎県	○	○
鹿児島県	○	○
沖縄県	○	○
合計	42	42

○政令指定都市

団体名	固定資産台帳 整備済み	一般会計等財務書類（財務4表） 作成済み
札幌市	○	○
仙台市	○	○
さいたま市	○	○
千葉市	○	○
横浜市	○	○
川崎市	○	○
相模原市	○	○
新潟市	○	○
静岡市	○	○
浜松市	○	○
名古屋市	○	○
京都市	○	○
大阪市	○	○
堺市	○	○
神戸市	○	○
岡山市	○	○
広島市	○	○
北九州市	○	○
福岡市	○	○
熊本市	○	○
合計	20	20

○政令指定都市を除く市区町村

団体名	団体数	固定資産台帳 整備済み		一般会計等財務書類（財務4表） 作成済み	
北海道	178	149	(83.7%)	150	(84.3%)
青森県	40	30	(75.0%)	32	(80.0%)
岩手県	33	30	(90.9%)	24	(72.7%)
宮城県	34	26	(76.5%)	27	(79.4%)
秋田県	25	22	(88.0%)	22	(88.0%)
山形県	35	29	(82.9%)	29	(82.9%)
福島県	59	42	(71.2%)	39	(66.1%)
茨城県	44	37	(84.1%)	37	(84.1%)
栃木県	25	25	(100.0%)	24	(96.0%)
群馬県	35	26	(74.3%)	24	(68.6%)
埼玉県	62	59	(95.2%)	58	(93.5%)
千葉県	53	45	(84.9%)	44	(83.0%)
東京都	62	52	(83.9%)	51	(82.3%)
神奈川県	30	27	(90.0%)	27	(90.0%)
新潟県	29	23	(79.3%)	22	(75.9%)
富山県	15	12	(80.0%)	12	(80.0%)
石川県	19	14	(73.7%)	12	(63.2%)
福井県	17	14	(82.4%)	13	(76.5%)
山梨県	27	27	(100.0%)	27	(100.0%)
長野県	77	76	(98.7%)	77	(100.0%)
岐阜県	42	41	(97.6%)	41	(97.6%)
静岡県	33	29	(87.9%)	29	(87.9%)
愛知県	53	47	(88.7%)	46	(86.8%)
三重県	29	26	(89.7%)	27	(93.1%)
滋賀県	19	18	(94.7%)	18	(94.7%)
京都府	25	19	(76.0%)	18	(72.0%)
大阪府	41	29	(70.7%)	24	(58.5%)
兵庫県	40	35	(87.5%)	35	(87.5%)
奈良県	39	35	(89.7%)	34	(87.2%)
和歌山県	30	29	(96.7%)	28	(93.3%)
鳥取県	19	17	(89.5%)	16	(84.2%)
島根県	19	18	(94.7%)	18	(94.7%)
岡山県	26	23	(88.5%)	21	(80.8%)
広島県	22	18	(81.8%)	18	(81.8%)
山口県	19	16	(84.2%)	16	(84.2%)
徳島県	24	24	(100.0%)	24	(100.0%)
香川県	17	16	(94.1%)	16	(94.1%)
愛媛県	20	18	(90.0%)	18	(90.0%)
高知県	34	34	(100.0%)	33	(97.1%)
福岡県	58	48	(82.8%)	48	(82.8%)
佐賀県	20	18	(90.0%)	19	(95.0%)
長崎県	21	15	(71.4%)	15	(71.4%)
熊本県	44	40	(90.9%)	40	(90.9%)
大分県	18	18	(100.0%)	18	(100.0%)
宮崎県	26	25	(96.2%)	25	(96.2%)
鹿児島県	43	43	(100.0%)	42	(97.7%)
沖縄県	41	39	(95.1%)	39	(95.1%)
合計	1,721	1,503	(87.3%)	1,477	(85.8%)

新経済・財政再生計画 改革工程表2020（令和2年12月18日）（抜粋）

社会資本整備等　３．新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする［実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる］	○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%	１７．既存ストックの有効活用 （未利用資産等の活用促進） ａ．国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》 ｂ．公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》 ｃ．各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》 ｄ．公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》	→	→	→

新経済・財政再生計画 改革工程表2020（令和2年12月18日）（抜粋）

地方行財政改革等　１．持続可能な地方行財政基盤の構築

ＫＰＩ第２階層	ＫＰＩ第１階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】 ○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】 ○各団体のＢＰＲによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」 ○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」 ○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式で公表した地方公共団体数【2021年度に全団体】 ○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2025年度までに全団体】 ○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2021年度に全団体】 ○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2025年度までに全団体】	９．地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開			
		ａ.地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》	→		
		ｂ.地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》	→		
		ｃ．各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》	→		
		ｄ.統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》	→		
		ｅ.住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》	→		
		ｆ.地方自治体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図る。《総務省》	→		
		ｇ.地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》	→		

資料1－1

経済・財政一体改革の当面の重点課題
～地方行財政、社会資本整備～

2021年5月25日

竹森　俊平
中西　宏明
新浪　剛史
柳川　範之

（別紙）

経済・財政一体改革の主要な取組事項（地方行財政、社会資本整備）

1．地方行財政

（地方財政の「見える化」）

- 感染症等の緊急事態への対応状況を「見える化」するため、地方財政データの公表を早期化し、政策立案に活かすべき。国際標準である四半期別の地方財政データの公表が可能になるよう早期に検討すべき。2023年度までに、全ての自治体が地方公会計の財務書類を決算翌年度中に公表するよう促すべき。

地方公会計の「見える化」の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報（市全体、施設類型ごと）を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】

財務書類の概要

（抜粋）

平成30年度　財務書類に関する情報①

団体名　新潟県新潟市

団体コード　151009

人口	792,868 人(H31.1.1現在)	職員数（一般職員等）	9,473 人
面積	726.45 ㎢	実質赤字比率	― %
標準財政規模	230,121,929 千円	連結実質赤字比率	― %
類似団体区分	政令指定都市	実質公債費率	10.6 %
		将来負担比率	138.0 %

1．資産・負債の状況

（単位：百万円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	資産	1,287,135	1,288,193	1,285,386	1,278,478	1,268,341
	負債	600,199	625,860	646,511	714,367	722,775
全体	資産	2,076,037	2,078,657	2,072,377	2,077,393	2,068,467
	負債	1,288,643	1,281,973	1,293,116	1,362,062	1,367,924
連結	資産	2,106,593	2,108,388	2,100,713	2,103,456	2,094,202
	負債	1,302,788	1,295,443	1,305,916	1,374,695	1,380,534

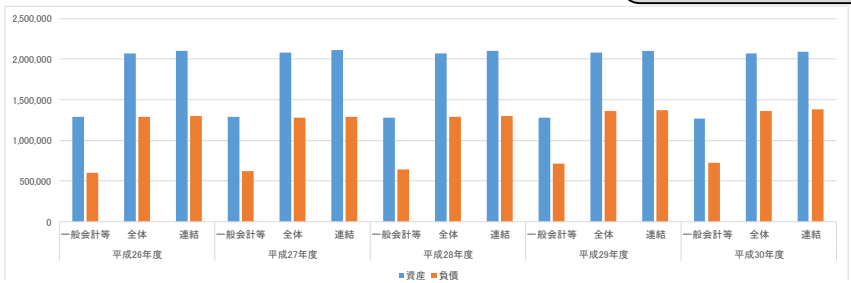

2．行政コストの状況
3．純資産変動の状況
4．資金収支の状況
も同様に公表

分析：

平成30年度の一般会計等における資産の総額は、前年度に比べて101億円の減となっている。これは、市民芸術文化会館大規模改修工事や中央区役所整備などが前年度で一定程度完了したことから、平成30年度においては施設整備による資産の形成が前年度に比べて減少し、減価償却分の方が大きくなったため、有形固定資産が減少した影響が大きい。

一方で、負債の総額は、前年度に比べて84億円の増となっている。建設事業に対する市債の残高は減少したものの、臨時財政対策債の残高が201億円増加したことによるものである。

連結での資産総額は2兆942億円である。これは下水道事業会計（5，942億円）をはじめとする公営企業会計の公共資産が加算されることによるものである。また、負債総額は1兆3，805億円で、これも資産同様に下水道事業会計（5，527億円）及び水道事業会計（833億円）などの加算によるものである。

地方公会計に係る指標

平成30年度　財務書類に関する情報②（一般会計等に係る指標）

1．資産の状況

①住民一人当たり資産額（万円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産合計	128,713,475	128,819,257	128,538,582	127,847,811	126,834,142
人口	804,413	802,936	800,112	796,773	792,868
当該値	160.0	160.4	160.7	160.5	160.0
類似団体平均値	219.8	219.5	240.0	241.9	240.5

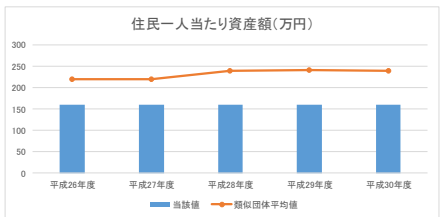

分析欄：

1．資産の状況

平成30年度決算を類似団体と比べると、「市民一人当たり資産額」は低くなっている。これは、類似団体に比べ地価が低いため、減価償却の無い土地の市民一人あたり資産額が低いことが影響していると考えられる。

また、「有形固定資産減価償却率」は他団体に比べて低くなっていることから、他団体に比べ新規施設の整備がなされていると考えられる。

2.資産と負債の比率
3.行政コストの状況
4.負債の状況
5.受益者負担の状況　も同様に公表

【ストック情報の「見える化」（財政状況資料集の充実）】

有形固定資産減価償却率（全体）

（抜粋）

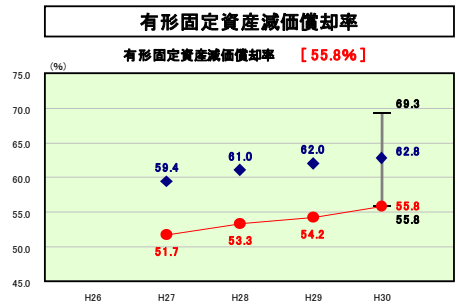

類似団体内順位	全国平均	新潟県平均
19/19	60.3	55.8

有形固定資産減価償却率の分析欄

平成26年度まで合併建設計画により，道路や下水道等のインフラ整備をはじめ，文化施設，スポーツ施設の整備，学校の改築等を中心に施設整備を進めてきたことから，有形固定資産の減価償却率は低い傾向にある。

今後は，有形固定資産の減価償却額が増加するため，減価償却率も上昇傾向となっており，引き続き平成27年に策定した「新潟市財産推進計画」に基づき，施設の最適化を進めていく。

施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

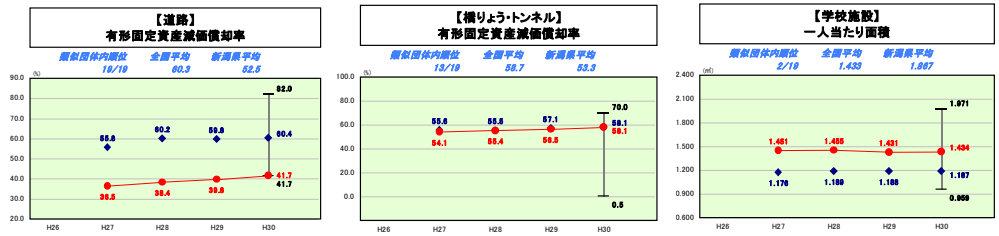

施設情報の分析欄

本市は平成17年度の広域合併により、施設数が増加し、公営住宅を除く市民一人当たりの公共施設面積は、全政令市のうち最も大きくなっている。道路については、一人当たり延長が政令市3位、政令市平均の2.4倍と長くなっている。有形固定資産減価償却率は、政令市で一番低くなっているが、償却率は上昇傾向にあり、今後維持管理、更新費用の増加が見込まれている。

橋りょうは市内に4,000橋を超える数があり、高度経済成長期の始まりを境に集中して整備してきたことから、今後建設後50年を超えるものが増大するため、橋りょうのアセットマネジメントによる計画的な維持管理を進めている。

学校施設については、一人当たり面積が政令市2位、政令市平均の1.2倍と大きくなっているが、これまで適正配置基本方針に基づき、学校の統廃合を実施してきたため、減少傾向にある。有形固定資産減価償却率は、政令市平均が上昇傾向にあるのに対し、統廃合の実施により上昇が抑制されている。

施設類型：
道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年１月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルを改訂（令和元年8月改訂）。

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアについて、平成27年度から令和3年度まで地方公共団体に提供（平成31年４月からは有償にて提供。）。

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。（※措置率1/2（財政力補正あり））

4. 人材育成支援

市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材（地方公共団体職員等）のリストを総務省ホームページにて公表。

令和3年度より、地方公共団体金融機構と共同で地方公共団体の「経営・財務マネジメント強化事業」を創設し、地方公会計の分野についても、団体の状況や要請に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、財務書類等の作成・活用支援を行う。

２．統一的な基準による財務書類等の概要

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。
地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類（財務４表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記）を作成します。
また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を作成します。

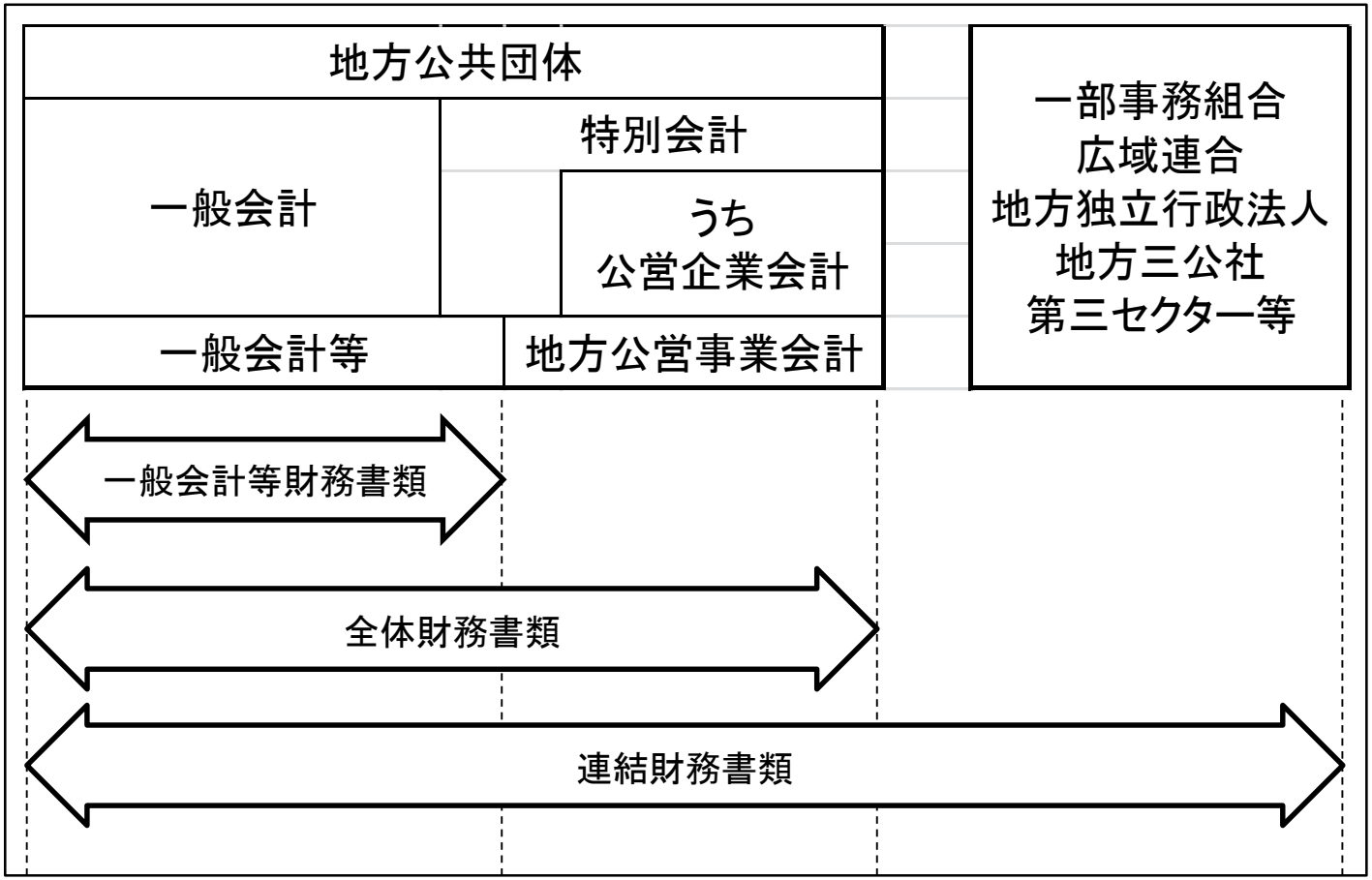

公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税収等を財源として配分することにあり、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト（費用）を明らかにする行政コスト計算書（※１）を作成することとしています。

2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書（※２）を作成しています。なお、純資産変動計算書では、行政コストと財源とを対比してみることが可能となっています。

3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。

4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。

5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

※１　国の財務書類では「業務費用計算書」としています。　　※２　国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

（『「国の財務書類」ガイドブック　平成31年1月　財務省主計局』より作成）

財務４表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、
１．会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
２．業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
３．貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
４．資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」
の財務４表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。
なお、下図の矢印は財務書類４表の相互関係を示しています。

【貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185
建物等	25,584	余剰分（不足分）	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】

科目	金額
1．経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2．経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3．純経常行政コスト（1－2）	3,821
4．臨時損失	－
資産除売却損等	－
5．臨時損失	－
資産売却益等	－
6．純行政コスト（3＋4＋5）	3,821

【資金収支計算書】

科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財政活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財政活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④（①＋②＋③）	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥（④＋⑤）	152

【純資産変動計算書】

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分（不足分）
1．前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2．純行政コスト（△）	△ 3,821		△ 3,821
3．財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4．本年度差額（2＋3）	423		423
5．固定資産等の変動（内部変動）		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6．資産評価差額	－	－	
7．無償所管換	－	－	
8．その他	－	－	－
9．本年度純資産変動額（4～8の合計）	423	221	202
10.本年度末純資産残高（1＋9）	19,676	25,185	△ 5,509

（注）「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

【附属明細書】
・資産項目の明細
（有形固定資産の明細、投資及び出資金の明細等）
・負債項目の明細
（地方債の明細等）
・補助金等の明細　等

【注記】
・重要な会計方針、重要な後発事象等を記載

財務４表の見方（貸借対照表）

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。
- 「資産」は、主に、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。
- 「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。
- 「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

行政サービスを提供するための公共施設等の固定資産や将来、行政サービスに使用する現金等の資産

地方債など、将来世代の負担

貸借対照表
（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	101,645	固定負債	39,269
有形固定資産	93,358	地方債	35,141
事業用資産	62,233	長期未払金	0
土地	37,473	退職手当引当金	3,618
建物	59,313	その他	510
建物減価償却累計額	△ 35,323	流動負債	4,141
工作物	813	1年内償還予定地方債	3,478
工作物減価償却累計額	△ 74	未払金	0
建設仮勘定	31	前受金	13
インフラ資産	30,405	賞与等引当金	338
土地	23,104	預り金	105
建物	1,099	その他	207
建物減価償却累計額	△ 440	負債合計	43,410
工作物	28,981	【純資産の部】	
工作物減価償却累計額	△ 22,509	固定資産等形成分	111,413
建設仮勘定	170	余剰分（不足分）	△ 41,474
物品	2,150		
物品減価償却累計額	△ 1,430		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	8,287		
投資及び出資金	496		
有価証券	45		
出資金	451		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	751		
長期貸付金	7		
基金	7,093		
減債基金	0		
その他	7,093		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 60		
流動資産	11,704		
現金預金	1,134		
未収金	234		
短期貸付金	2		
基金	10,360		
財政調整基金	8,579		
減債基金	1,781		
徴収不能引当金	△ 26	純資産合計	69,939
資産合計	113,349	負債及び純資産合計	113,349

＜着目する主な項目＞【資産の部】

○有形固定資産・減価償却累計額
- 資産の経年の程度を把握

○建設仮勘定
- 供用開始していない資産の存在を把握

○投資及び出資金・投資損失引当金
- 引当金の金額が△の場合、業績がよくない三セク等があることを表示

○長期延滞債権・未収金・徴収不能引当金
- 税金等の未納があることを表示
- 回収が見込めないと推計された金額を徴収不能引当金に計上

○基金
- 使途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するもの（財政調整基金）が存在

【着目する主な項目】（負債の部）

○地方債・1年内償還予定地方債
- 次年度以降に償還予定の地方債残高を把握
- 臨時財政対策債など、固定資産の取得財源ではない特例的地方債の存在に留意

○退職手当引当金
- 年度末に職員全員が退職したと仮定した場合に必要となる退職手当額を把握

過去又は現世代の負担
- **固定資産等形成分：資産形成のために充当した資源の蓄積**
- **余剰分（不足分）：消費可能な資源の蓄積**

【着目する主な項目】（純資産の部）

○余剰分（不足分）
- 純資産のうち、金銭等の形態で保有している部分。なお、一般的に△表記

貸借対照表の見方の留意点

地方公共団体の貸借対照表の資産、負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、次のとおり、アンバランスに計上されることがあります。したがって、分析に当たっては、これらの影響を加味して行う必要があります。特に、将来世代と過去・現世代のバランスを評価するに当たっては、これらの影響を反映した上で行うことが求められます。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	4,000,000	固定負債	4,400,000
有形固定資産	2,000,000	地方債	4,000,000
事業用資産	1,800,000	臨時財政対策債等	3,000,000
（略）		その他	1,000,000
インフラ資産	1,900,000	（略）	
土地	1,000,000	流動負債	500,000
（略）		1年以内償還予定地方債	390,000
流動資産	1,000,000	臨時財政対策債等	290,000
現金預金	800,000	その他	100,000
（略）		（略）	
		負債合計	4,900,000
		【純資産の部】	
		純資産合計	100,000
資産合計	5,000,000	負債及び純資産合計	5,000,000

1　地方公共団体の管理対象であるが所有をしていないインフラ資産（建物・工作物等）の存在

都道府県管理の国道や一級河川等については、都道府県が建設費や維持費を負担しているが、資産そのものは国に帰属しているため、地方公共団体の貸借対照表においては、整備に要した経費に充てた地方債等は負債に計上する一方で、資産には計上されない。しかし、現実には当該都道府県に存在し、広く県民が将来の経済的便益を享受するものであることからも、実質的には都道府県の資産とみなすこともできるものである。

（注）　注記には、該当金額が記載されている。

2　地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の残高は、元利償還金相当額が将来、地方交付税で措置されることとされている。また、その他にも、元利償還金の一部又は全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債も存在するが、交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものである。

（注）　注記に該当金額が記載されている。

3　昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものの存在

道路敷地等のうち、昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものについては、統一的な基準に基づき備忘価額1円で評価しているため、実際より低い資産計上となっているものがある。

地方公共団体特有の制度の影響を加味するため、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要

財務４表の見方（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

行政コスト計算書

自　平成27年4月1日
至　平成28年3月31日

（単位：百万円）

科目	金額
経常費用	35,485
業務費用	16,685
人件費	4,981
職員給与費	4,280
賞与等引当金繰入額	338
退職手当引当金繰入額	31
その他	332
物件費等	11,013
物件費	8,644
維持補修費	303
減価償却費	2,034
その他	31
その他の業務費用	690
支払利息	454
徴収不能引当金繰入額	0
その他	236
移転費用	18,800
補助金等	6,255
社会保障給付	8,937
他会計への繰出金	3,559
その他	49
経常収益	1,667
使用料及び手数料	732
その他	934
純経常行政コスト	△ 33,818
臨時損失	20
災害復旧事業費	0
資産除売却損	20
投資損失引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	33
資産売却益	33
その他	0
純行政コスト	△ 33,806

人件費、物件費、移転費用（補助金）などを発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト（税を主とする一般財源等で賄うべきコスト）を算定

＜着目する主な項目＞

○減価償却費※

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産（償却資産）の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

※固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることを減価償却といい、減価償却に係る費用をいう。

財務４表の見方（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、１年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、１年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自　平成27年　4月　1日
至　平成28年　3月31日

（単位：百万円）

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分（不足）
前年度末純資産残高	67,508	110,396	
純行政コスト（△）	△ 33,806		△ 33,806
財源	36,140		36,140
税収等	25,784		25,784
国県等補助金	10,356		10,356
本年度差額	2,334		2,334
固定資産等の変動（内部変動）		926	△ 926
有形固定資産等の増加		2,515	△ 2,515
有形固定資産等の減少		△ 2,528	2,528
貸付金・基金等の増加		1,226	△ 1,226
貸付金・基金等の減少		△ 287	287
資産評価差額	△ 18	△ 18	
無償所管換等	115	115	
本年度純資産変動額	2,431	1,023	1,408
本年度末純資産残高	69,939	111,413	△ 41,474

純行政コストの金額に対して、税収及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握

＜着目する主な項目＞

○本年度差額

・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。

・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。

財務４表の見方（資金収支計算書）

- 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- 現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

資金収支計算書

自　平成27年4月1日
至　平成28年3月31日

（単位：百万円）

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	33,737
業務費用支出	14,937
人件費支出	5,340
物件費等支出	8,982
支払利息支出	454
その他の支出	161
移転費用支出	18,800
補助金等支出	6,255
社会保障給付支出	8,937
他会計への繰出支出	3,559
その他の支出	49
業務収入	37,688
税収等収入	26,054
国県等補助金収入	10,004
使用料及び手数料収入	735
その他の収入	896
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	3,951
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,236
公共施設等整備費支出	2,015
基金積立金支出	925
投資及び出資金支出	296
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	688
国県等補助金収入	352
基金取崩収入	284
貸付金元金回収収入	3
資産売却収入	49
その他の収入	0
投資活動収支	△ 2,547
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,472
地方債償還支出	3,243
その他の支出	229
財務活動収入	2,341
地方債発行収入	2,341
その他の収入	0
財務活動収支	△ 1,131
本年度資金収支額	272
前年度末資金残高	757
本年度末資金残高	1,029

経常的な活動に関する収支を集計
支出…人件費、旅費、需用費、補助金、扶助費等
収入…税収、補助金収入、使用料・手数料等

投資的な活動に関する収支を集計
支出…公共事業や施設整備等、基金積立、貸付金等
収入…補助金収入、基金取崩、貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計
支出…地方債償還等
収入…地方債発行等

資金収支計算書の各活動収支を用いた分析例

業務活動	投資活動	財務活動	＜考えられる理由（あくまで一例）＞
＋	＋	＋	→ 集めた資金を使っていない。非現実的。
＋	＋	－	→ 活動全般を抑制し、借金の返済を優先している。
＋	－	＋	→ 借入も行い、大規模なインフラ整備を図っている。
＋	－	－	→ 税収等に余裕があり、借金の返済もできている。
－	＋	＋	→ 収入の不足分を投資抑制や借金で埋めている。
－	＋	－	→ 税収が不足しているが、投資抑制で借金返済。
－	－	＋	→ 業務活動とインフラ整備の資金を借金に依存。
－	－	－	→ 資金が枯渇している。非現実的。

※「新公会計シンポジウム2017」（主催：新公会計制度普及促進連絡会議）大塚成男
千葉大学大学院教授　基調講演資料より抜粋し、加工

【参考】財務書類作成までの流れ

○　財務書類は、毎日の取引を発生順に仕訳帳に記録した上で、総勘定元帳への転記等を行い、検証した上で、精算表で純計作業を行うことで作成される。
○　全体財務書類は、公営事業会計を合算した上で、内部取引を相殺消去（純計処理）を行うことで、作成される。
○　連結財務書類は、連結対象団体（会計）を一つの主体と見なし、単純合算した上で内部取引を相殺消去（純計処理）を行うことで、作成される。

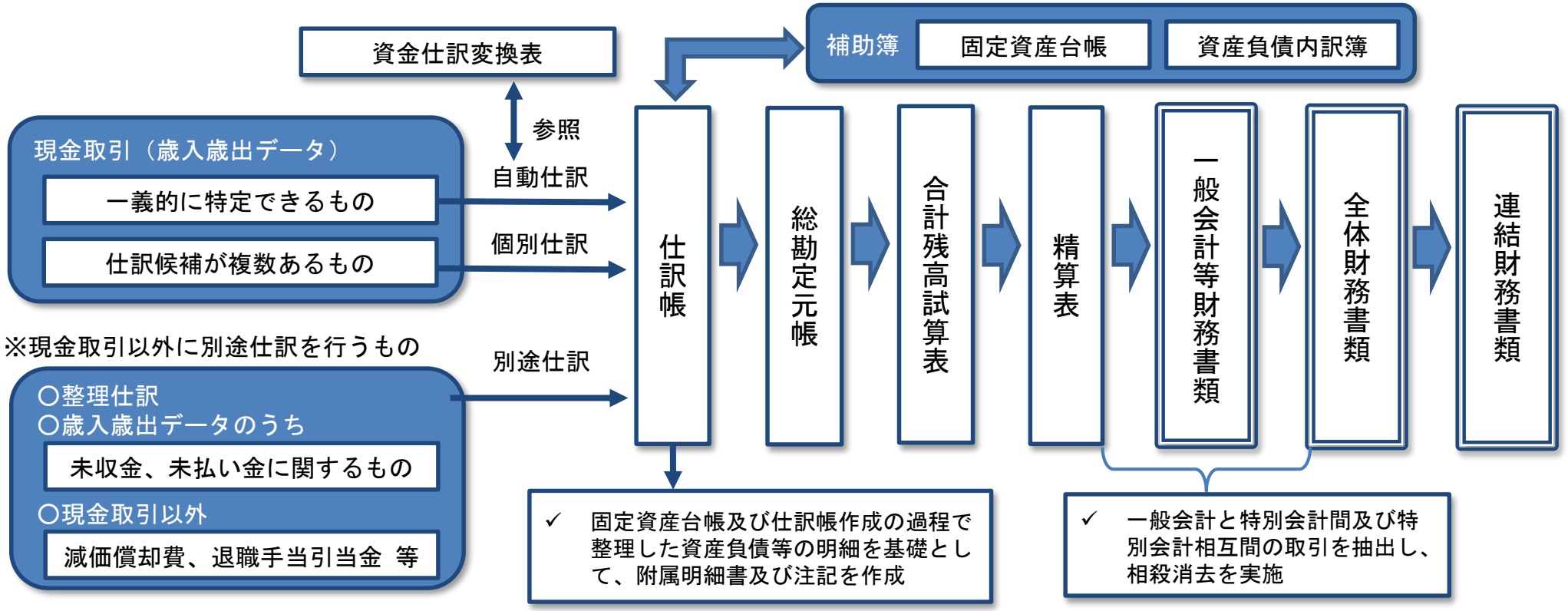

【資金仕訳変換表】　～仕訳候補が複数ある工事請負費の例～

	借　方		貸　方	
	財務書類	勘定科目	財務書類	勘定科目
建物工事	貸借対照表	建物	資金収支計算書	公共施設等整備費支出
維持補修支出	行政コスト計算書	維持補修費	資金収支計算書	物件費等支出

固定資産台帳の整備・公表について

- 固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。
- 固定資産台帳は、財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿ですが、施設別・事業別等のセグメント別の財務情報を合わせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも重要であり、民間事業者によるＰＰＰ／ＰＦＩ事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳は公表を前提としています。

固定資産台帳の記載項目

原則として「①基本項目」を備えるとともに、各地方自治体の判断により、それぞれの状況に応じて、記載する項目を追加することも可能。（例：②追加項目）

①基本項目

1	番号		32	増減異動後簿価（期末簿価）
2	枝番		33	会計区分※
3	所在地※		34	予算執行科目
4	所属（部局等）		35	用途
5	勘定科目（種目・種別）		36	事業分類
6	件名（施設名）		37	開始時見積資産
7	リース区分		38	各種属性情報
8	耐用年数分類（構造）		39	売却可能区分
9	耐用年数		40	時価等※
10	取得年月日		41	完全除却済記号
11	供用開始年月日		42	数量（（延べ床）面積）※
12	取得価額等		43	階数（建物）※
13	所有割合※		44	地目（土地）※
14	増減異動日付		45	稼働年数※
15	増減異動前簿価		46	目的別資産区分※
16	増減異動事由		47	減価償却累計額※
17	今回増加額		48	財産区分（行政財産・普通財産）※
18	今回増加内訳	有償取得額	49	公有財産台帳番号※
19		無償所管換増分	50	法定台帳番号※
20		その他無償取得分		
21		調査判明増分		
22		振替増額		
23		評価等増額		
24	今回減少額			
25	今回減少内訳	除売却額		
26		無償所管換減分		
27		その他無償譲渡分		
28		誤記載減少分		
29		振替・分割減額		
30		減価償却額		
31		評価等減額		

②追加項目

51	取得財源内訳
52	耐震診断状況（建物）※
53	耐震化状況（建物）※
54	長寿命化履歴※
55	複合化状況※
56	利用者数（件数）※
57	稼働率※
58	運営方式※
59	運営時間※
60	職員人数※
61	ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

【参考】固定資産台帳整備の流れの例

庁内の体制整備

＜全庁的な推進体制の確立が重要＞
庁内の体制整備は、各部署で管理している資産データを公会計で採用する台帳（固定資産台帳）形式に一元的に取りまとめる必要があること、各部署の固定資産管理の状態を把握したうえで、現実的な一元管理の方法を定める必要があることなどから、必須と言えます。
庁内の体制整備では、まず作業の事前段階に、全体のとりまとめを担当する財政課等をはじめ、データの管理・評価を担当する管財課等、公有地評価に関連する各部署の担当者、及び実際に施設を管理する部署等が参画し、財産整備の状況・評価の現状を確認するとともに意見交換を行うことが重要です。また、庁内に委員会・ワーキンググループ（WG）等を設置することにより、より有効に各部署間の連携を図ることができます。

３ヶ月
～
６ヶ月

①計画、準備

整備推進担当課（またはWG等）及び資産を保有している関連部署合同で、打ち合わせを実施し、現在の資産の管理状況等を把握し、台帳整備の方針、スケジュール等を策定します。

②様式の作成

現在の台帳整備状況を踏まえ、固定資産台帳（公会計管理台帳）に記載すべき事項を決定し、あわせて、各部署にて調査を実施するための調査様式（シート）を作成します。この際、一から固定資産台帳（公会計管理台帳）を作成するのではなく、現在保有している公有財産台帳など、既存データを基礎にして必要なデータを追加して作成することが近道です。ただし、各台帳が部門毎に個別に管理され、現在の状況を正しく反映しているとは限りませんので、台帳の統合等を行う際は、台帳同士の照合を行うことが必要です。

３ヶ月
～
６ヶ月

③資産の棚卸

各主管部署において、公有財産台帳を基礎として、その他庁内各部門で独自に管理している台帳等と照合します。この際、固定資産の実地調査を行うことで、現物の棚卸と台帳上の記録の整合性を図ることが望まれます。

④データ作成

各主管部署において、作成した調査様式に基づき資産データを作成（入力）します。

⑤データ統合

各主管部署で作成した調査様式を回収し、資産区分毎に1つの台帳データに統合します。

⑥開始時簿価の算定

統合した台帳データを基に開始時簿価を算定します。

６ヶ月
～
１年

⑦固定資産台帳の作成

固定資産の実地調査を固定資産台帳（公会計管理台帳）に反映させ固定資産台帳を完成させます。

整備期間
１～２年間

※固定資産台帳の管理の手順としては、新規取得・異動があった資産について、③～⑦の流れを行うことが基本となる。

整備期間が1年を超える場合であっても③～⑦の流れは1年間以内（年度内）に行うことが適当。

【参考】固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

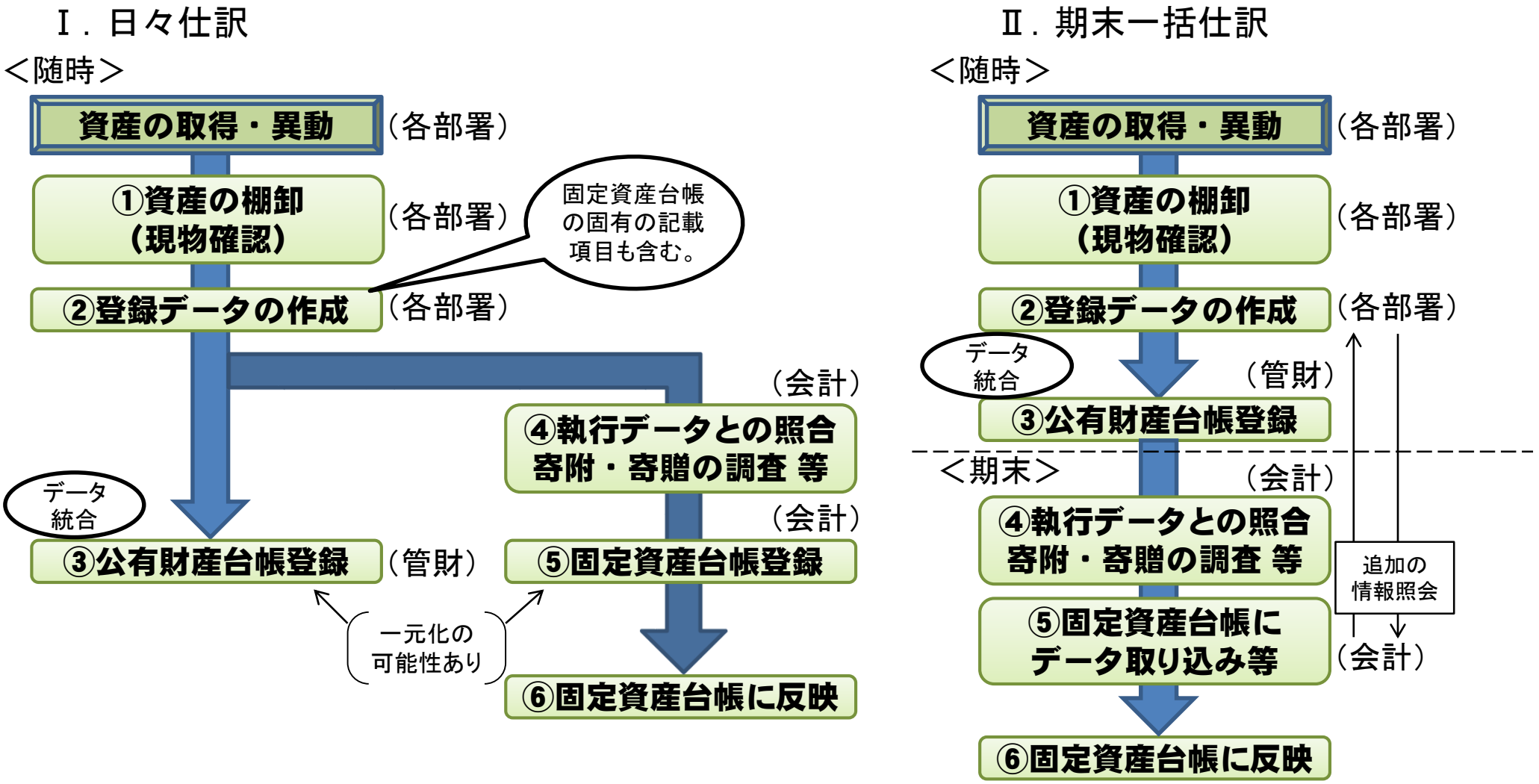

※1　新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2　期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

【参考】連結財務書類作成の手引きの概要

○　連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの

1. 連結財務書類の対象範囲

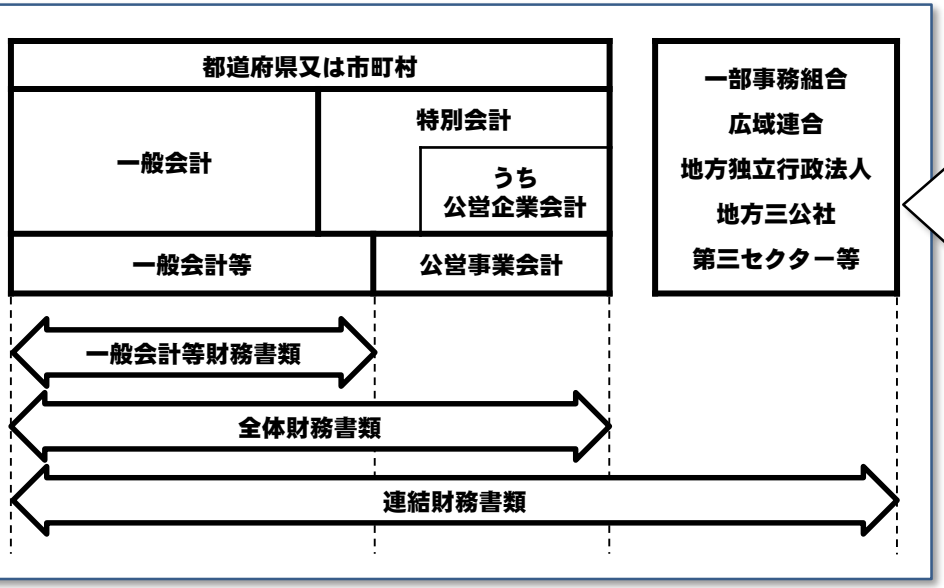

- **一部事務組合・広域連合**
  → 経費負担割合等に応じて比例連結
- **地方独立行政法人・地方三公社**
  → 全部連結又は出資割合等に応じて比例連結
- **第三セクター等**
  → 全部連結又は出資割合等に応じて比例連結
  → 出資割合25%未満で損失補償等を付している等の重要性がない場合は連結対象としないことも許容

2. 連結財務書類の作成手順

連結対象団体（会計）の決定 → 法定決算書類の取寄せ又は個別財務書類の作成 → 法定決算書類の読替え → 法定決算書類の連結修正等 → 純計処理（単純合算及び内部取引の相殺消去等）

３．財務書類等の作成に関する取組事例

仕訳作業の分散化・早期化の取組（茨城県土浦市）

事例概要

○ 財務書類等の活用にあたっては早期作成が必須と考え、これまで行っていた仕訳等の作業スケジュールを抜本的に見直して、前倒し・平準化することで、財務書類等の作成が早期化され、結果的に、作業の効率化・負担軽減も実現した。

取組内容

○ 仕訳の確認作業について、これまで出納閉鎖後に事業担当課で確認を行っていたが、作業量が多く、財務書類等の作成が遅れていた。

○ 従来、対象決算年度の翌年度7月頃からまとめて作業していたものを、平成30年度決算分からは、4～11月分、12～2月分、3月分、出納整理分の4回に分けて、平成30年12月頃から確認作業を開始し、作業の前倒しと平準化を実施。

○ なお、最終的な仕訳の確認は委託業者が行っているが、疑義があれば財政課と協議。また、財務書類の納品時には、「統一的な基準による財務書類作成チェックリスト」を活用し、整合性を確認している。

○ これにより、平成30年度決算分については、令和元年10月末に財務書類が完成した。

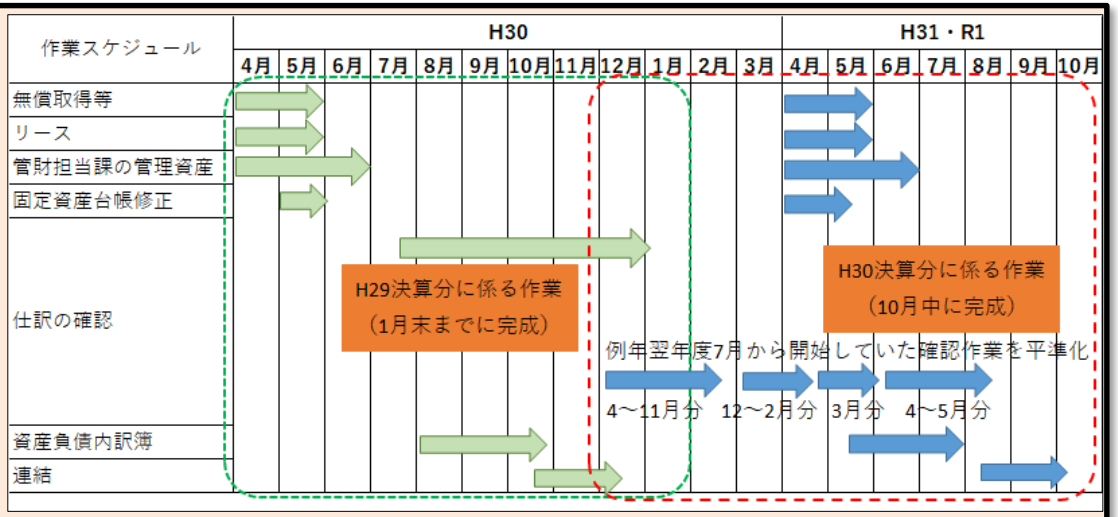

【確認作業の流れ】 ※①～④の作業を事業担当課及び財政課で実施	
①マッチング表	伝票単位で資産か費用か仕訳
②仮勘定台帳の管理	マッチング表から追加、工事完了後に削除
③異動データワークシート	固定資産台帳へ追加する資産単位で記載
④資産配分表	複数の伝票を複数の資産に配分するシート
→ 作業にあたり、毎年説明会を開催し、確認事項を共有している	

効果等

○ 年間を通じて作業が平準化された。

○ 日々の業務に確認作業が組み込まれたことで、伝票内容を覚えているうちに確認作業ができ、担当者の負担軽減や作業時間の短縮に繋がった。

○ 伝票作成時から仕訳のことも意識するようになり、作業の効率化が図られた。

○ 財務書類の完成時期が、翌年度1月末頃から、翌年度10月末頃に早期化された。

財務書類の早期作成・公表（奈良県奈良市）

事例概要

○ 時間を要する固定資産台帳の更新作業については、年度内から各事業担当課において仕訳作業を開始して、準備を進めることにより、決算年度の翌年度10月初旬までに財務書類等を公表している。

取組内容

○ 予算査定の繁忙期（9月中旬）などと重ならないよう、地方公会計の繁忙期を6～8月頃にするため、平成30年度よりスケジュールの前倒しを実施。

○ 財務書類等の作成・更新に係る作業スケジュールを確立し、庁内全体で計画的に作業を実施するため、庁内用のマニュアルを整備・共有。

○ 特に、財務書類を作成する上で、固定資産台帳の更新作業については作業時間を要するため、年度内の2月から5月までの間において、台帳登録に関係しうる支出（投資的経費）について、各事業担当課において仕訳作業を実施するよう徹底。

○ 各事業担当課から提出された仕訳情報を元に、決算年度の翌年度6月～8月にかけて、財政担当課において、台帳登録作業、決算整理、注記・附属明細書の作成、分析資料の作成等の作業を実施。

○ 決算年度の翌年度10月初旬には、固定資産台帳、財務書類について公表している。

【作業スケジュール】

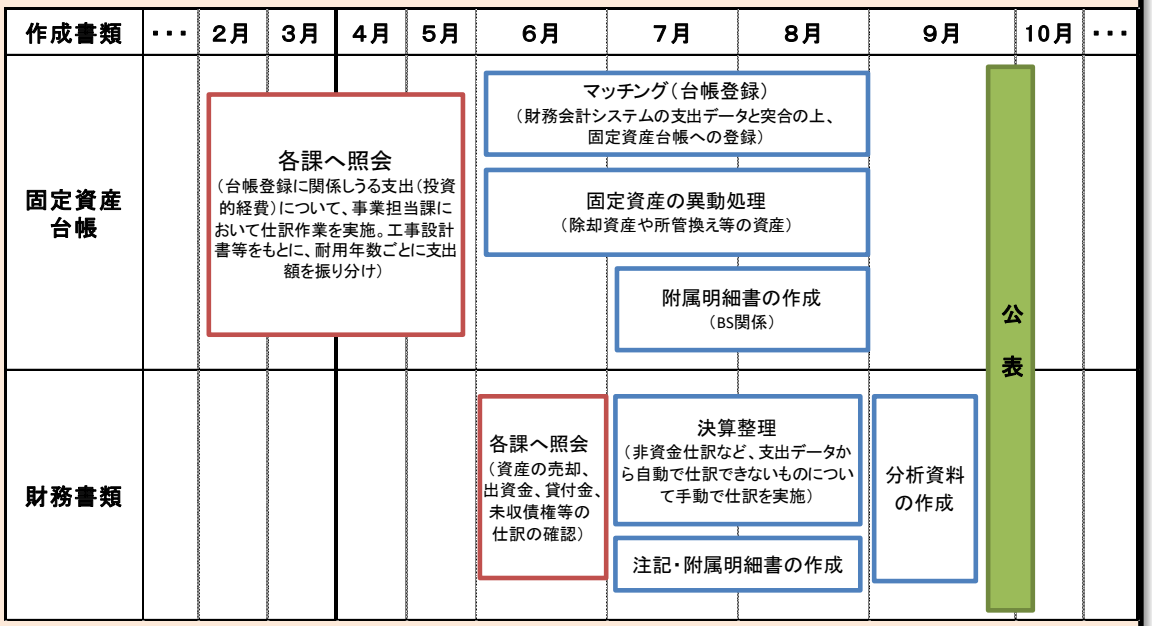

※ 赤枠部分が、事業担当課における作業。
※ 青枠部分が、財政担当課における作業。

効果等

○ 作業スケジュールを確立の上、各事業担当課において計画的に作業を実施することにより、各担当者の地方公会計に対する意識向上に繋がるとともに、財務書類等の早期の公表を実現できている。

日々仕訳の導入（神奈川県山北町）

事例概要

○ 財務会計システムの更新を契機として、日々仕訳に対応したシステムを導入。導入にあたっては、予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することで、業務の効率化を図った。

取組内容

○ 既存の財務会計システムのリース契約終了（平成29年度末）に伴い、次期財務会計システムを新しく選定する際に、地方公会計の機能も一体となった日々仕訳に対応したシステムを導入。

○ 平成30年度予算の編成段階から新システムを稼働させるため、調整作業は、平成29年5月に開始し、10月までに完了。

○ 日々仕訳の導入に当たって、あらかじめ予算科目に公会計上の勘定科目を紐付けておくことで、担当課が仕訳の作業を行わずとも、予算執行を行うだけで自動的に仕訳が行われることから、財務会計システムの変更による操作説明会は実施したが、それ以外の説明は実施せずに導入を実現。

○ 細々節の設定作業は、従前の予算科目コードデータを抽出し、システム受託業者において公会計上の勘定科目との紐付け案を作成し、財政担当課で確認。特に、1つの節内で資産形成を成すものとそうでないものが混在するケース（委託料など）を確認。

【予算編成までのスケジュール】

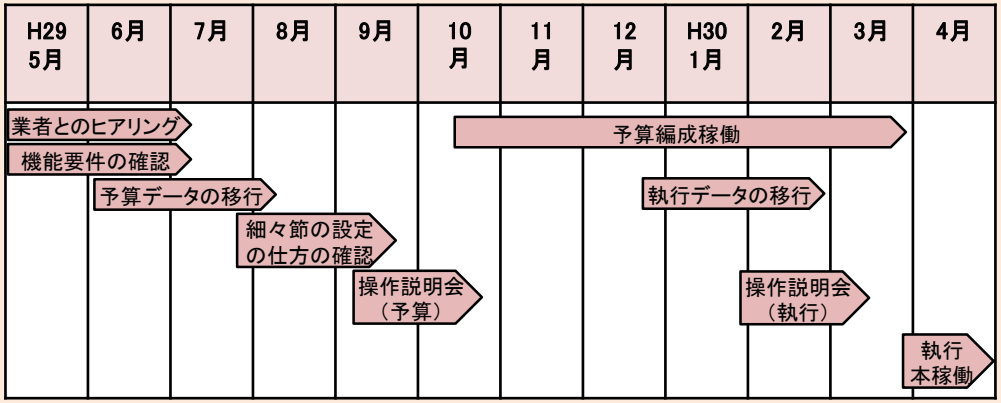

【細々節への登録イメージ】

細々節の科目（設定前）		細々節の科目（設定後）
借上料	資産計上するもの、費用計上するものへと分割	借上料（所有権移転）（資産計上） 借上料（所有権移転外）（費用計上）
改修工事		改修工事（資産計上） 修繕費（費用計上）

効果等

○ 出納閉鎖、決算統計作業の後、速やかに現金取引以外の整理に入ることができ、作業時間が大幅に短縮された。

○ 財務会計システムが変更となったこと以外に、担当課として作業に大きな変更がないため、庁内調整に時間をかけず、業務を進めることができている。

○ 資産形成における取引については、予算執行の際、固定資産台帳の異動を登録する画面へ自動的に遷移し、資産情報の更新を行わないと予算執行等ができないため、事業担当課に資産を強く意識してもらうことができた。

工事費用を建物と附属設備に按分する様式例（熊本県宇城市）

資産取得原価算定表（建物）

1. 当該工事費

単位（円）

番　号		年　度（西暦）	2018
工事契約番号	宇城第A-3号	引渡年月日（西暦）	2019/3/1
工事名称	●●施設整備工事		
工事場所	松橋町〇〇100番地		
工事概要	建物本体建設、コンテナハウス建設、建物附属設備（電気設備、空調設備）工事、外構工事		

直接工事費（税抜）	66,000,000	（A）
最終請負額（税込）	92,000,000	（B）
共通仮設費等	26,000,000	（C）　（B）-（A）

3. 関連経費（設計業務委託料など ※土地購入費及び補償費を除く）

単位（円）

契約番号	委託業務等名称	金額（税込）
宇城第A－1号	測量設計業務委託	7,700,000
宇城第A－2号	設計監理業務委託	2,600,000
合　　計		10,300,000

（D）

2. 直接工事費の内訳

工事設計書等を活用　白枠に入力　青枠に集計　②+（C）×直工按分率　③+（D）×直工按分率

単位（円）

施設・設備名	直接工事費 ①	資産台帳 登録単位の集計 ②	共通仮設費等 配賦後 ③	関連経費 配賦後 【資産取得原価】	関連経費 按分率 ④	摘要1	摘要2
建築工事	40,000,000						
●●施設（建物）集計		40,000,000	55,757,576	62,000,000	60.606%		
建築工事	5,000,000						
コンテナハウス集計		5,000,000	6,969,697	7,750,000	7.576%		
電気設備工事	9,000,000						
空調設備工事	9,000,000						
●●施設（設備）集計		18,000,000	25,090,909	27,900,000	27.273%		
外構工事（フェンス、塀）	3,000,000						
外構集計		3,000,000	4,181,818	4,650,000	4.545%		
計	66,000,000	66,000,000	92,000,000	102,300,000	100.000%		

期末（半年に１回）一括更新の場合のスケジュール例（埼玉県和光市）

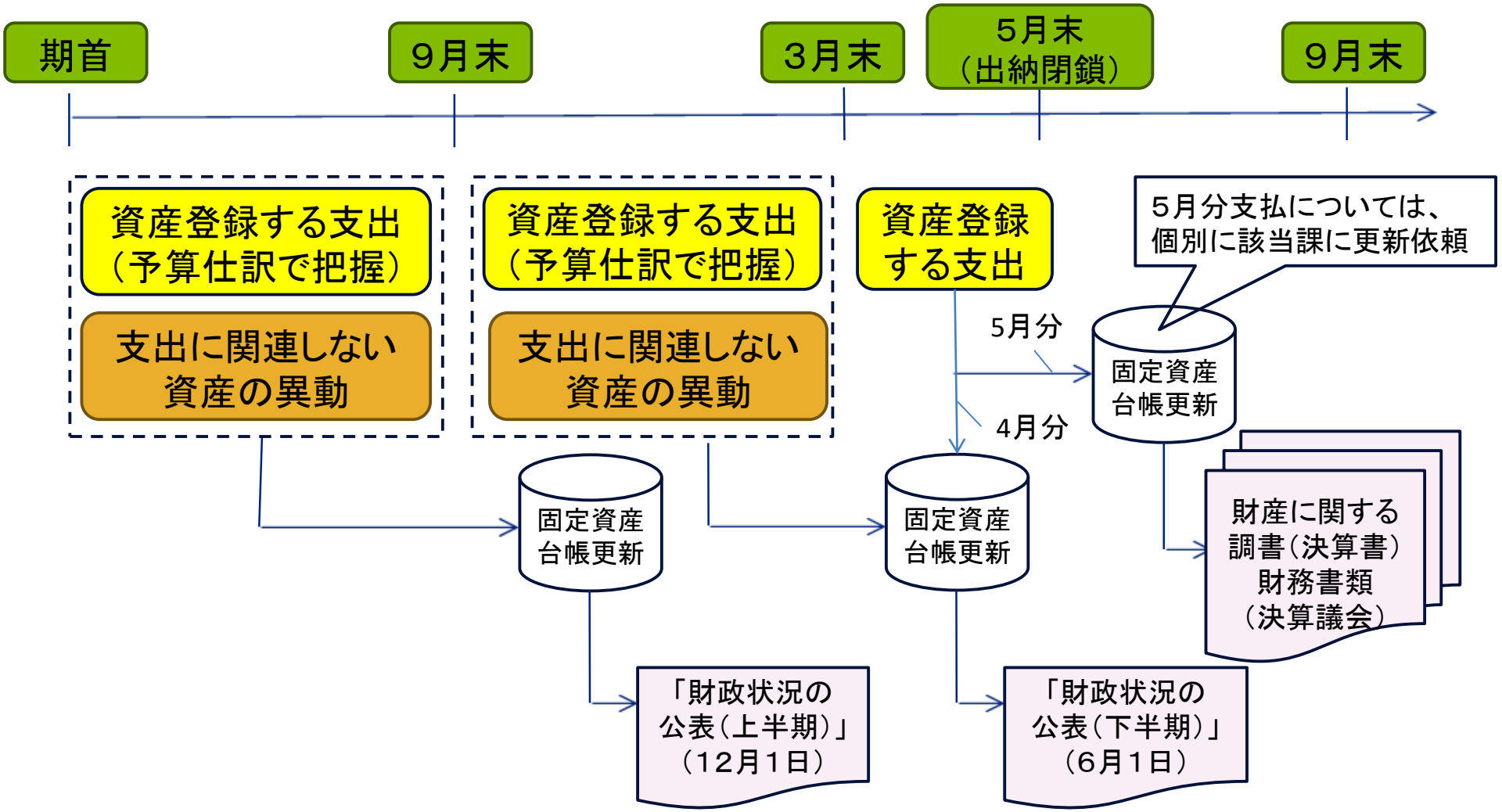

固定資産台帳と公有財産台帳等のシステム統合（埼玉県和光市）

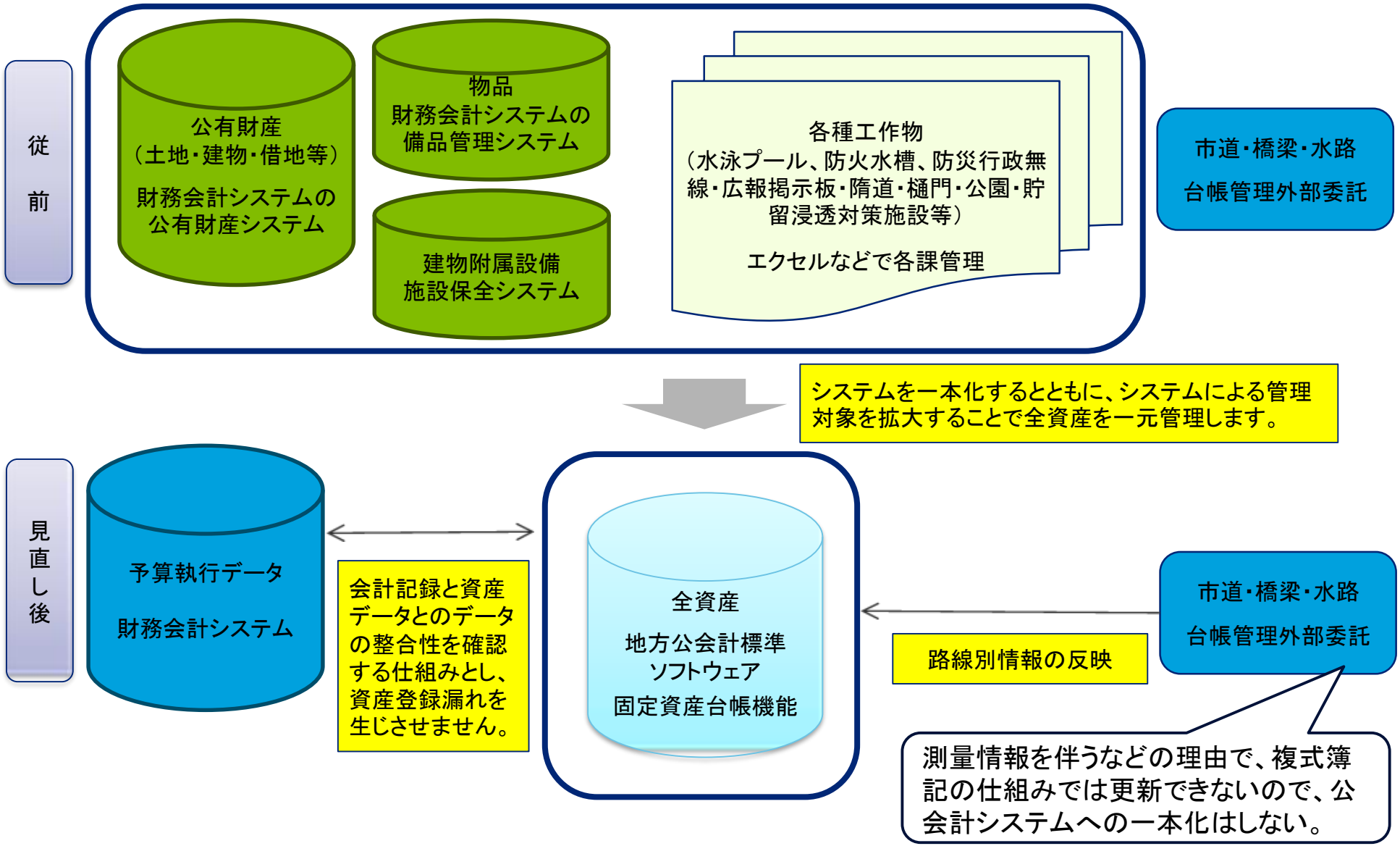

４．地方公会計の活用の促進

地方公会計の活用状況

（単位：団体）

区分	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市除く市区町村		合計	
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	17	(36.2%)	946	(54.3%)	14	(70.0%)	932	(54.2%)	963	(53.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	4	(8.5%)	82	(4.7%)	3	(15.0%)	79	(4.6%)	86	(4.8%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時に財務書類等の情報を活用した	4	(8.5%)	207	(11.9%)	4	(20.0%)	203	(11.8%)	211	(11.8%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類等の情報を利用し、施設の適正管理に活用した	0	(0.0%)	97	(5.6%)	3	(15.0%)	94	(5.5%)	97	(5.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	7	(14.9%)	211	(12.1%)	6	(30.0%)	205	(11.9%)	218	(12.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	39	(83.0%)	441	(25.3%)	14	(70.0%)	427	(24.8%)	480	(26.8%)
財務書類等の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	11	(23.4%)	15	(0.9%)	7	(35.0%)	8	(0.5%)	26	(1.5%)
未利用財産の売却時等に固定資産台帳を活用した	0	(0.0%)	23	(1.3%)	0	(0.0%)	23	(1.3%)	23	(1.3%)
上記以外の活用	2	(4.3%)	63	(3.6%)	3	(15.0%)	60	(3.5%)	65	(3.6%)

※ %表示については、1,788団体を分母として計算。
※ 複数回答あり。

「令和元年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

資産管理への活用が想定される場面

① 公共施設等総合管理計画の改訂、個別施設計画の策定
- 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
- 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
- 施設別のコスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討　等

② モニタリング
- 施設別財務書類による、個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認　等

③ 財源の確保
- 更新費用の推計、減価償却累計額等を参考にした計画的な財源の確保　等

財務書類等の活用方法

行政内部での活用　⇒　人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→　有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理　　*マクロ的視点*

○ 将来の施設更新必要額の推計

→　施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討

○ 未収債権の徴収体制の強化

→　貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析　　*ミクロ的視点*

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

○ 予算編成への活用

→　ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

○ 施設の統廃合

→　施設別コストの分析による統廃合の検討

○ 受益者負担の適正化

→　受益者負担割合による施設使用料の見直し

○ 行政評価との連携

→　利用者１人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

○ 住民への公表や地方議会での活用

→　財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

○ 地方債IRへの活用

→　市場関係者に対する説明資料として活用

○ PPP／PFIの提案募集

→　固定資産台帳の公表により民間提案を募集

財務書類の数値を用いた主な指標①

1. 資産の状況

① 住民一人当たり資産額

- 資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が可能

算定式

資産合計÷住民基本台帳人口

○ 有形固定資産の行政目的別割合

- 有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握することが可能

② 歳入額対資産比率

- 当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表すもの

算定式

資産合計÷歳入総額

③ 有形固定資産減価償却率

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

2. 負債の状況

④ 住民一人当たり負債額

- 負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が可能

算定式

負債合計÷住民基本台帳人口

⑤ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

- 資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く。）及び投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。）の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標
- 当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営ができていると捉えられるが、業務活動と投資活動のいずれが黒字要因であるかの内訳には留意が必要

算定式

基礎的財政収支＝業務活動収支（支払利息支出を除く）
＋投資活動収支
（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）

○ 債務償還比率（参考）

- 当該年度のストック情報である実質債務（将来負担額－充当可能基金残高）が当該年度のフローの業務活動収支の黒字分等を償還財源とする場合にその何年分あるか示す指標
- 償還財源として、資金収支計算書の業務活動収支を用いることについては、業務支出に、所有していない資産（国道、一級河川等）の整備費用等の投資活動的な支出が含まれていること等から、引き続き検討が必要

財務書類の数値を用いた主な指標②

3. 資産と負債の比率

⑥ 純資産比率

- 純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを表すもの

算定式

純資産÷資産合計

⑦ 将来世代負担比率

- 有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することが可能

算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）} = \frac{\text{地方債残高}(※)}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

※地方債残高－臨時財政対策債等の特例地方債の残高

4. 行政コストの状況

⑧ 住民一人当たり行政コスト

- 行政コスト計算書で算出される純行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることが可能

算定式

純行政コスト÷住民基本台帳人口

○ 性質別・行政目的別行政コスト

5. 受益者負担の状況

⑨ 受益者負担比率

- 行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することが可能
- なお、受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないことに留意が必要

算定式

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

財政指標の設定（有形固定資産減価償却率）

【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都町田市）

背景・目的

○ 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

○ 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

○ 全体の有形固定資産減価償却率は33.7%であるが、小学校は58.5%、保育園は35.1%となっており、小学校の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

有形固定資産減価償却率＝ 減価償却累計額 ／（償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額 ＋ 減価償却累計額）

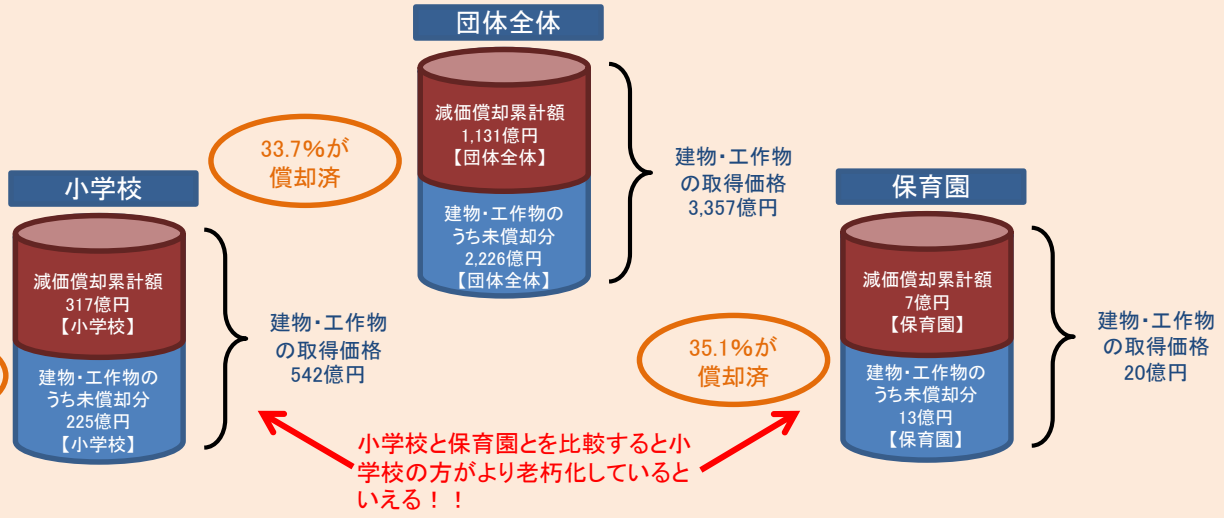

効果等

○ 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画を進めていくこととしている。

○ 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都福生市／新潟県聖籠町）

事例概要

○ 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費等を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。

東京都福生市の取組内容

○ 地方公会計制度導入に伴い、「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」を平成29年度に策定し、コスト計算を行うことで受益者負担の適正化を進める。

○ 使用料・手数料の原価計算は、人件費や物件費等に加え、減価償却費、各引当金繰入金を対象として積算。

（人件費)+(物件費)+(維持補修費)+(補助費等)
+(公債費（利子分）)+(減価償却費)+(各引当金繰入金)

○ 減価償却費は、建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。

○ 行政コスト計算書の各種引当金の合計を職員数で除し、その単価を各施設の人数、事務割合を乗じて算出。

新潟県聖籠町の取組内容

○ 平成30年度に策定した「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを諮問。

○ 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用（サービスの原価）について、施設の使用料のサービスの原価については、減価償却費を含めることとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。

（人件費）+（物件費等※1）+（減価償却費※2）
※1：賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費
※2：定額法によって算出

効果等

○ 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や役務の提供に係る行政コスト（原価）を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費等を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。

セグメント分析の実施手順①

（1）セグメントの単位等の設定

（以下の例は、図書館をイメージ）

①分析の目的を設定する
例）公共施設の統廃合の検討の際の参考とする

②セグメントの単位・対象を設定する
例）単位：施設毎、対象：図書館

③作成する財務書類の範囲を決定
例）行政コスト計算書及び貸借対照表
　　行政コスト計算書のみ

④対象とする資産・負債・費用・収益の範囲を決定
例）図書館が入る建物は対象とし、
　　図書館の所管課が入る本庁舎などの共通資産は対象外とする

⑤按分して計上する項目とその際の基準（配賦基準）の設定
例）複数施設で一括契約している経費（例：光熱費）：延床面積により按分

⑥必要な非財務情報を決定
例）利用に関する情報（年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等）

（2）必要なデータの収集、セグメント別財務書類の作成

⑦仕訳帳等から作成対象のセグメントに関する支出・収入の情報を抽出し、直接関連付けて計上（直課）/按分して計上（配賦）
例）物件費等は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出
　　複数施設で一括契約している経費は、延床面積で按分し、各図書館部分を算出

⑧固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出し、直課/配賦
例）複合施設は、土地や建物を延床面積等により資産額を按分し、各図書館部分を算出
　　減価償却費は、「取得価額÷耐用年数」により算出

⑨人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を算定し、直課/配賦
例）職員給与費（特別職を除く）26億円÷全職員数（特別職を除く）400人×担当職員数 5人＝3,250万円

⑩作成したデータを各財務書類に入力し、必要な財務書類を完成させる

（3）非財務情報を用いた比較分析

⑪非財務情報を収集し、作成したセグメント別財務書類と組み合わせて分析を実施
例）非財務情報（例：貸出冊数）を用いて、単位当たりコストを算出し、施設間で比較し、コスト効率性を分析

⑦仕訳帳・予算執行データからの抽出

（単位：円）

金額	摘要	仕訳	施設
35,500,000	A図書館改修工事支払	維持補修	A図書館
50,000,000	A図書館運営委託料	物件費	A図書館
20,000,000	B図書館運営委託料	物件費	B図書館
30,000,000	B図書館改修工事支払	維持補修	B図書館
10,000,000	図書館備品購入費	物件費	図書館
3,000,000	図書館消耗品購入費	物件費	図書館
2,200,000	図書館水道料	物件費	図書館
2,000,000	図書館電気料	物件費	図書館
1,500,000	図書館ガス料	物件費	図書館
6,000,000	図書館清掃管理委託料	物件費	図書館
・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・

摘要欄や施設欄をもとに、対象のデータを抽出

⑧固定資産台帳からの抽出

（単位：円）

	資産目名称	耐用年数	取得年月日	取得価額	減価償却累計額
事業用資産/土地	A図書館	―	1990年1月1日	52,810,390	―
事業用資産/建物	A図書館	50年	2007年4月1日	367,500,000	66,150,000
事業用資産/工作物	A図書館	10年	2007年4月1日	32,623,500	32,623,499
事業用資産/土地	B図書館	―	1980年6月1日	45,000,000	―
事業用資産/建物	B図書館	50年	1997年4月1日	294,000,000	111,720,000
事業用資産/工作物	B図書館	10年	2000年4月1日	40,000,000	39,999,999
・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・

⑪単位当たりコストの分析

	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口（人）全体	66,000	66,000
図書館の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数（人）	280,000	150,000
図書蔵書数（冊）	320,000	100,000
平成28年度貸出冊数（冊）	500,000	200,000
1冊あたりのコスト（純行政コスト/蔵書数）	360	599
1人あたりの純行政コスト		
全体人口（職員給を含む）	2,725	1,816
全体人口（職員給を除く）	1,633	724
利用者（職員給を含む）	642	799
利用者（職員給を除く）	385	319
有形固定資産減価償却率（%）	24.70	45.40

セグメント分析の実施手順②

①元データの抽出

●仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出
●固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出

②直課・配賦の実施

簡素 → 精緻

	簡素			精緻
共通資産の取扱い	配賦しない	予算計上している部署に直課		事業・施設毎に按分
共通費の配賦基準	配賦しない	予算計上している部署に直課	各部局の管理部門の管理事業に一括計上	各課・事業毎に配賦（執行実績） 取引内容に応じた係数で按分（個別配賦）
人件費の配賦基準	平均給与額×職員数	職階別平均給与額×職員数 会計別平均給与額×職員数	※超勤手当の追加（超勤実績×平均単価等）	現況調査等による実従事時間により、実際の発生額を按分
退職手当引当金・繰入額の配賦基準 賞与手当引当金・繰入額の配賦基準		人件費と同様の基準で配賦		
地方債の配賦基準	配賦しない （臨財債：配賦しない）	（臨財債：財政課等の管理部門に直課）		「起債台帳」に基づき充当額に応じて配賦 （臨財債：按分基準を整備して配賦）

③作成する書類の種類

行政コスト計算書（PL）　貸借対照表（BS）　資金収支計算書（CF）　純資産変動計算書（NW）

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】施設別の財務書類の作成・分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

○ 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなってきている。

○ 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例の概要

○ 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、各図書館の行政コストを把握。

○ 各図書館の行政コストをもとに、貸出一冊当たりのコストを算出。

○ 一日当たりの貸出冊数と組合せてグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

○ 必要性検討領域（右図の右下太枠）にある2つの図書館について、耐震性や地理的要素等も考慮しながら、移転、解体等を検討。

＜施設別行政コスト計算書＞ （単位：千円）

施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	565
需用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	**21,663**	**40,076**	**25,797**	**30,056**	**15,069**
【収入】					
その他		4			
収入合計		**4**			

＜一冊当たりのコストを算出＞

	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
蔵書数	27,299	72,813	39,767	40,273	8,573
貸出冊数	39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
行政コスト（千円）	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
1日あたり貸出冊数	108	454	80	203	30
1冊あたりコスト（円）	549	242	879	406	1,385

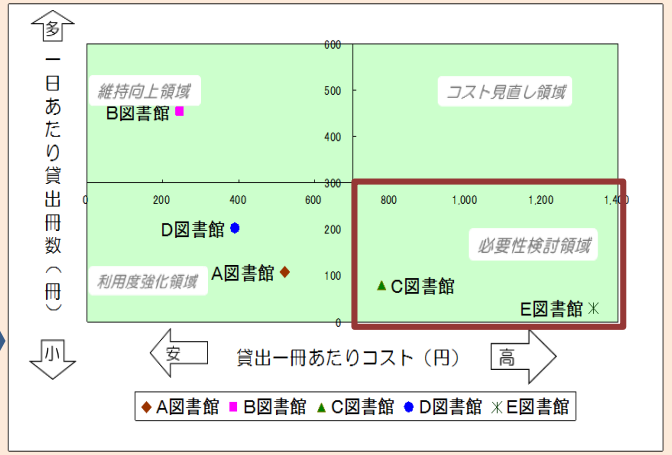

効果等

○ 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。

○ 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策定（長崎県島原市／千葉県印西市）

事例概要

○ 公共施設等総合管理計画の策定において、固定資産台帳のデータを元にして、老朽化比率等を算出しての現状分析や、公共施設の将来の更新等費用の見通しの算出などを実施。

長崎県島原市の事例

○ 公共施設等総合管理計画の策定において、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を実施。

○ また、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算の際にも、固定資産台帳から各施設の延床面積の情報を引用。

○ 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間において更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。

図表　施設老朽化比率

大分類	中分類	施設数	100%	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	53.7%
社会教育系施設	公民館	6	0	1	4	0	1	0	67.3%
	図書館	1	0	0	0	1	0	0	58.3%
	その他社会教育系施設	3	0	1	2	0	0	0	73.1%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	17	1	2	6	4	1	3	36.1%
	レクリエーション施設	3	2	1	0	0	0	0	84.8%
産業系施設	産業系施設	8	0	1	2	3	2	0	39.0%
	観光系施設	14	6	0	3	0	3	2	50.7%
学校教育系施設	小学校	10	0	1	6	0	3	0	54.1%
	中学校	5	0	2	3	0	0	0	82.2%
	その他教育施設	1	0	0	0	0	1	0	32.5%
子育て支援施設	保育所	2	1	1	0	0	0	0	85.9%
	学童保育	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
福祉保健施設	福祉保健施設	5	1	0	1	0	2	1	35.8%
行政系施設	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	80.1%
	消防施設	25	14	2	5	1	1	2	77.6%
	その他行政系施設	11	1	3	3	1	1	2	60.7%
公営住宅等	公営住宅等	19	3	7	3	5	0	1	50.5%
その他	供給処理施設	5	0	1	0	3	0	1	74.9%
	その他	4	1	0	0	2	0	1	30.0%
比率		-	21.5%	17.4%	27.1%	13.9%	11.1%	9.0%	市全体
合計		144	31	25	39	20	16	13	52.8%

出典：「平成 26 年度固定資産台帳」

島原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）より抜粋

千葉県印西市の事例

○ 公共施設等総合管理計画の策定において、公共施設の将来の更新等費用の見通しについて、固定資産台帳のデータを元に、以下の条件設定で費用を算出。

- 更新サイクル：法定耐用年数経過時に更新するものと設定
- 更新費用：固定資産台帳の評価額又は再調達価格に解体費用を加算
- 大規模修繕サイクル：更新サイクルの半分の期間を設定
- 大規模修繕費用：更新費用から解体費用分を控除した金額の半分

○ 公共施設の将来の更新等費用は1年当たり約20億円と算出されたが、過去の実績等から算出した充当可能見込み財源（約13億円）内に収めるためには、34%縮減する必要があることから、公共施設保有量（延床面積）について、計画期間で34%縮減する数値目標を設定。

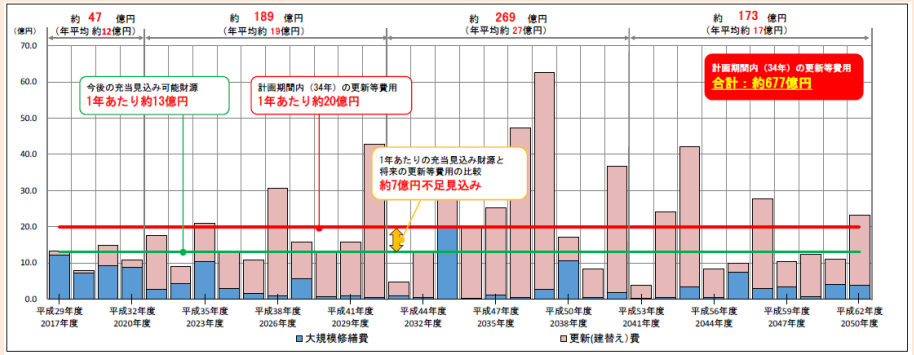

図 2-21　公共施設の将来の更新等費用の推計

印西市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）より抜粋

効果等

○ 固定資産台帳のデータをもとに算出した老朽化比率や将来の更新等費用の推計値など、客観的・定量的なデータを踏まえつつ、各施設の維持管理方針の検討や施設保有量の縮減目標を設定することが可能となった。

固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析（兵庫県洲本市）

事例概要

○　個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化比率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

取組内容

○　平成30年度から本格化した個別施設計画の策定に関連して、同計画の対象施設について、関係部署と協議の上で、「施設カルテ」を作成。

○　「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータから、取得価額や耐用年数などの情報を引用。また、減価償却累計額を用いて、老朽化比率を算出し、施設の利用状況等と組み合わせて、マトリクス分析を実施。

○　「施設カルテ」における判定結果を基に、外部有識者からなる公共施設等再編整備検討委員会において、将来の財政収支や施設配置状況に大きく影響を及ぼすと思われる公共施設について、現地調査を実施。

○　その結果を踏まえつつ、委員会において、今後の施設の統廃合・用途廃止について検討を実施。今後、個別施設計画に検討結果を反映予定。

【施設評価判定表】

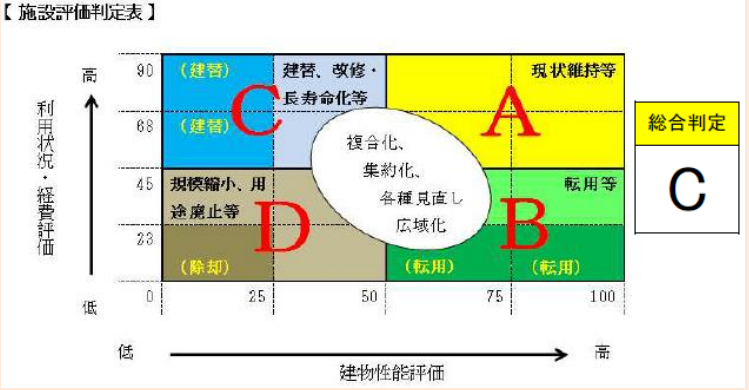

施設カルテ（抜粋）

施　設　カ　ル　テ

基準日　平成30年3月31日

施設基本情報

大分類	市民文化系施設	中分類	集会施設
施設名	洲本中央公民館	所管課	生涯学習課

施設評価・判定

	項目	数値	平均値	判定	得点	判定基準
1	一人当たり経費（円）	-658	-881	B	20	A：平均値より30%以上少ない、B：0%～29%少ない、C：0%～29%多い、D：30%以上多い、比較対象のない単体施設はB
2	一人当たり面積（㎡）	0.03	0.11	A	30	A：平均値より30%以上少ない、B：0%～29%少ない、C：0%～29%多い、D：30%以上多い、比較対象のない単体施設はB
3	稼働率			A	30	A：稼働率75%以上～100%、B：50%以上～75%未満、C：25%以上～50%未満、D：0%以上～25%未満、稼働率が不明な施設はC
利用状況・経費評価（縦軸）					80	
4	老朽化比率	95%		D	0	A：老朽化率25%未満、B：25%以上50%未満、C：50%以上75%未満、D：75%以上
5	耐震性能			B	20	A：新耐震基準（1981年6月以降）で建てられた建物 B：新耐震基準でないが、耐震改修済、もしくは耐震診断で問題なしと判定された建物 C：耐震性能不安なし。耐震診断未実施（不明な場合はCに） D：耐震性能不安あり。耐震診断で問題あり
6	バリアフリー			D	0	A：バリアフリー新法対応（2006年12月～） B：改正ハートビル法に対応（2003年4月～） C：ハートビル法に対応（1994年6月～） D：法非対応（～1994年5月） ※B～Dでも、バリアフリー項目を満たしている場合はAとする。
7	自主点検			B	15	A：目立った問題なし B：微細な問題はあるが、事故に結びつく可能性は低い C：今後事故につながる可能性があり、改善が必要 D：事故発生の可能性が高く、早急な対応が必要 ※複数棟ある場合は、床面積の大きい主要な建物の評価に合わせます。
建物性能評価（横軸）					35	

効果等

○　公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。

地方公会計と施設マネジメントの一体的推進（福島県古殿町）

背景・目的

○　公会計と施設マネジメントを一体的に推進することで、公会計情報の施設マネジメントへの活用を図るとともに、職員の負荷軽減等、効率的な施設マネジメントにつなげる。

取組内容

○　施設ごとに割り振った番号（施設コードを）使用し、固定資産台帳と公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設とを紐付け
○　固定資産台帳を含む公会計情報を活用した個別施設計画の策定
○　町の総合計画である「振興計画」に基づく事業別予算の導入と、事業別財務書類（施設情報を含む）を活用した行政評価の導入
○　事業別財務書類（施設情報を含む）を活用した個別施設計画の進捗管理
○　公会計情報を活用した議会への提出資料の充実

【作業スケジュール】

	地方公会計	施設マネジメント
作成済み	・固定資産台帳	・公共施設等総合管理計画
令和元年度	・一般会計等財務書類 ・全体財務書類 ・連結財務書類 ・固定資産台帳の更新（平成30年度増減分） （セグメント財務書類作成に向けたタスク） 1-1 施設コードと固定資産台帳の資産の紐づけ 2-1 事業コードの設定 2-2 施設コードの設定	・再編計画 ・個別施設計画 （個別施設計画の作成に向けたタスク） 4-1 再編計画に基づき個別施設計画を策定
令和2年度	・事業別財務書類 ・施設別財務書類 ・固定資産台帳の更新（令和元年度増減分） （セグメント財務書類作成に向けたタスク） 3-1 事業コードごとに歳入歳出データを集計 3-2 施設コードごとに歳入歳出データを集計 3-3 共通費コードの設定と共通費の集計 3-4 施設コードごとに固定資産台帳の資産を集計	・公共施設等総合管理計画の改訂 （総合管理計画改訂に向けたタスク） 5-1 個別施設計画の内容を総合管理計画に反映 5-2 将来の施設更新必要額を財政計画に反映

【取組イメージ】

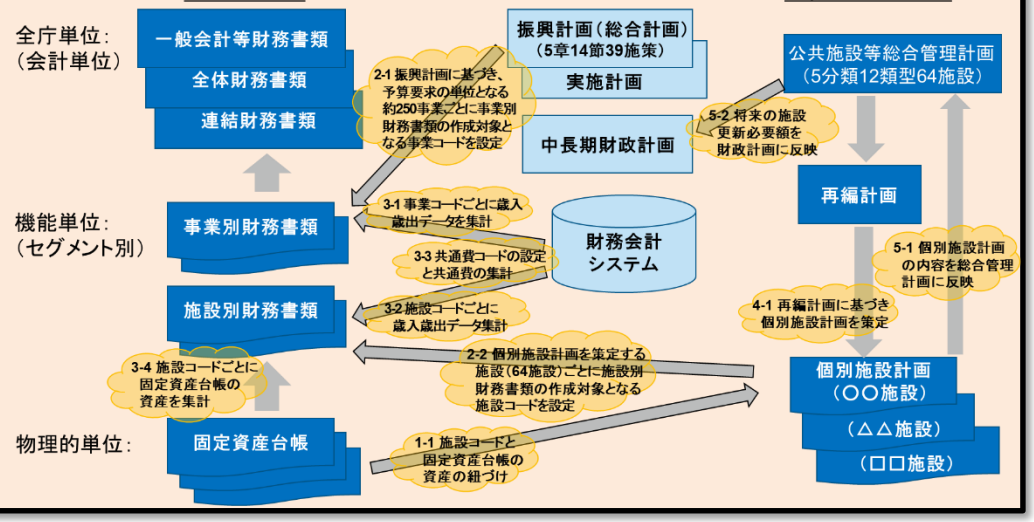

効果等

○　公会計情報を予算編成で活用することで、予算の「見える化」が図れる。
○　振興計画、実施計画に記載した事業を対象に行政評価を実施することで、計画の着実な実施が図れる。
○　固定資産台帳の精緻化、固定資産台帳更新の簡易化が図れる。

固定資産台帳を活用した未利用資産の売却（大分県竹田市）

事例概要

○　保有している財産を有効に活用するため、固定資産台帳システムにおいて売却可能資産一覧を管理し、売却・貸付が可能な資産について、市の広報誌やホームページで公募。

取組内容

○　固定資産台帳システムにおいて、売却可能資産について管理（売却可能フラグを設定）するとともに、一覧を抽出の上、同システムに登録された各施設の状態などを参考にしながら、売却・貸付資産を決定。

○　対象資産の売却・貸付に当たっては、市の広報誌やホームページにおいて公募を実施。

○　加えて、売却可能資産及び老朽化の進んだ資産の有効活用をさらに推進するため、令和2年度に、対象施設をツアー形式で巡るサウンディング調査（民間事業者から広くアイデアや意見を聴取）を実施。ツアーには約20名が参加。当該意見も踏まえ、引き続き、活用方策を検討していく予定。

売却可能資産一覧（抜粋）

施設名称	所在地	建物用途区分	建物構造	延床面積(㎡)	建築取得金額(円)	建築年月日	取得年月日	売却可能フラグ	耐用年数
下木分庁舎	竹田市大字会々字下木2316-1	庁舎	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	620.61	102,000,000	昭和38年8月10日	平成2年3月5日	売却可能資産	50
竹田方面隊第4分団第4部格納庫	竹田市大字次倉字瀬ノ口3616-5	倉庫・物置	鉄骨造	72.33	4,320,000	昭和58年4月1日		売却可能資産	31
赤坂地区集会所	竹田市大字会々字下木2694-1	集会所・会議室	木造	97.82	8,950,700	平成3年3月23日		売却可能資産	22
寺町地区集会所	竹田市大字竹田字山川2116-4	集会所・会議室	木造	54.94	8,520,000	昭和56年4月14日		売却可能資産	22
東中自治会集会所	竹田市大字玉来字綿内1347	庁舎	木造	104.34	9,000,000	昭和56年3月23日		売却可能資産	24
旧竹田学校給食共同調理場	竹田市大字竹田字鬼ヶ城1045-2	その他	鉄骨造	576.00	16,900,000	昭和49年3月25日		売却可能資産	31
白丹体育館	竹田市久住町大字白丹字潤島4734-6	体育館	鉄骨造	420.00	75,600,000	昭和53年12月1日		売却可能資産	34
久住校寮舎	竹田市久住町大字栢木5802-2	寮舎・宿舎	木造	498.69	65,000,000	昭和54年10月1日		売却可能資産	22
長寿館	竹田市直入町大字長湯字湯原7963	浴場・風呂場	鉄骨造	316.46	22,152,200	昭和61年12月2日		売却可能資産	34
須郷地区集会所	竹田市直入町大字下田北4477-2	集会所・会議室	木造	85.00	6,285,000	昭和62年12月18日		売却可能資産	22

公募イメージ

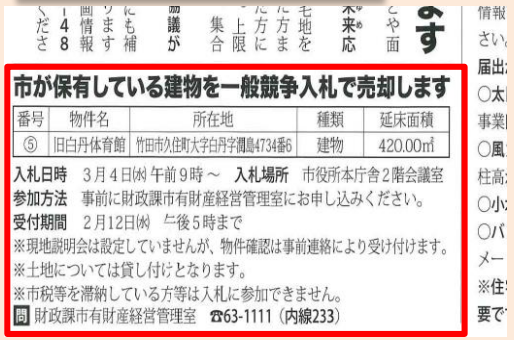

市が保有している建物を一般競争入札で売却します

番号	物件名	所在地	種類	延床面積
⑤	旧白丹体育館	竹田市久住町大字白丹字潤島4734番6	建物	420.00㎡

入札日時　3月4日(水) 午前9時～　**入札場所**　市役所本庁舎2階会議室
参加方法　事前に財政課市有財産経営管理室にお申し込みください。
受付期間　2月12日(水) ～後5時まで
※現地説明会は設定していませんが、物件確認は事前連絡により受け付けます。
※土地については貸し付けとなります。
※市税等を滞納している方等は入札に参加できません。
問 財政課市有財産経営管理室　☎63-1111（内線233）

<広報誌掲載例>

売却・貸付結果一覧（2020年03月12日更新）

◆平成３０年度　市有財産売却結果等一覧

◆平成３０年度　市有財産貸付結果等一覧

◆令和元年度　市有財産売却結果等一覧

◆令和元年度　市有財産貸付結果等一覧

<ホームページ掲載例>

効果等

○　固定資産台帳の情報を活用することで、市の保有する未利用財産の状況が一覧的に把握できることから、効率的に売却対象となる物件を選定可能。

○　これまで、公募により、個人や民間事業者等に売却・貸付を実施（令和元年度：5件売却）。

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

○ 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要

○ 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

○ 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

各分野ごとの個別施設計画の策定

公共施設等適正管理

○ 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

○ 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

○ 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

アドバイザー業務を行っていただくにあたり、地方公会計の取組に関して、事前に確認が必要な事項がありましたら、下記までお問い合わせください。

【連絡先】

総務省　自治財政局　財務調査課　公会計係
TEL　: 03-5253-5647
Mail : chihou-koukaikei@soumu.go.jp